

国民健康保険、後期高齢者医療の 資格確認書などの更新

国民健康保険

●国民健康保険証資格確認書などの有効期限は**7月31日(金)**です。

資格情報のお知らせ・資格確認書の更新について	
マイナ保険証を持っている	マイナ保険証を持っていない
『資格情報のお知らせ』を7月中に 普通郵便 で送付します。 ※マイナ保険証は自動的に更新され、引き続き使えます。 ※70歳未満の人には送付しません。	『資格確認書(緑色)』を7月中に 特定記録郵便 で送付します。 ※不在でも、郵便受けに投函されます。

●認定証の有効期限は**7月31日(金)**です。



① 限度額適用・標準負担額減額認定証

【対象者】世帯主および同一世帯の加入者全員が令和8年度住民税非課税の加入者

② 限度額適用認定証

【対象者】70歳未満…①の対象者を除く加入者

70歳以上…令和7年中の住民税課税所得が145万円以上690万円未満の加入者および同一世帯

認定証の更新について	
マイナ保険証を持っている	マイナ保険証を持っていない
自動的に更新されます。	7月13日(月)～8月31日(月)までに更新の申請をしてください。9月以降に申請した場合は、申請をした月の1日から有効となる認定証を渡します。 ●窓口申請…資格確認書などの本人確認書類、マイナンバーが分かるものを持参 ●オンライン申請…申込フォームから  

※長期入院該当(過去12カ月で91日以上入院)の場合は、別途申請が必要です

後期高齢者医療

●資格確認書(紫色)の有効期限は**7月31日(金)**です。

年齢やマイナ保険証の利用状況に応じて、以下のとおり資格確認書もしくは資格情報のお知らせを送付します。

年齢	マイナ保険証の有無と利用状況		送付物
84歳以下	マイナ保険証を持っている	マイナ保険証の利用が直近1年間で6回以上かつ、直近3カ月以内にある	資格情報のお知らせ
		上記以外	資格確認書
	マイナ保険証を持っていない	資格確認書	
85歳以上	全員に資格確認書を送付します		

有効期限が切れた資格確認書は破棄してください。新しい資格確認書(緑色)は簡易書留で、資格情報のお知らせは普通郵便で7月中に送付します。

※不在などで8月2日(日)までにお届けできなかった場合は、8月4日(火)から市窓口で渡します。

郵便局からの不在連絡票、本人確認書類などを持参してください。

※新たに75歳になる人には、誕生月の前月下旬に送付します。

認定証:自動的に更新され、資格確認書に認定内容が記載されます。

※長期入院該当(12カ月で91日以上入院)の場合は、別途申請が必要です。

